

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の入力画面】

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く) 一般社団法人

納税地: 東京都千代田区蔵が間3-1-1
 法人名: 株式会社 国税商事
 代表者: 国税 太郎
 住所: 東京都中央区築地5-3-1

事業年度: 平成30年1月1日 ~ 平成30年12月31日
 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書

適用額明細書提出の有無: 有

所得金額又は次償金額: ① 50,000,000

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

【別表一(一)次葉の入力画面】

事業年度等: 平成30・1・1 ~ 平成30・12・31
 法人名: 株式会社 国税商事

外国関係会社 仮装経理

法人税額の計算

法人等	金額	率	相当額
中小法人等の	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	8,000,000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額	51	42,000,000
	(1) - (50)		
	(50)の15%相当額	54	1,200,000
	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	9,828,000

租税特別措置法の条項: 「第42条の3の2第1項第1号」
 区分番号: 「00380」
 適用額: 「50」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成 30 年 1 月 1 日 法人名 株式会社 国税商事
平成 30 年 12 月 31 日

種別	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
区目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器		

この表は、資産の取得価額を算入する場合に御使用ください。これに当期の月数がかかります。

この適用を受け、カラム12で除く

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」
 「区分番号」欄：「00277」 ⑥
 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑦ 630,000

法 0301-1607

【適用額明細書の入力画面】

様式第一

平成 31 年 2 月 28 日 自 平成 30 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
 税務署長殿 至 平成 30 年 12 月 31 日 (当初提出分 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号
 電話 (03) 3581-4161 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

(フリガナ) 東京千代田区霞が関三ノ一
 法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 9 9999 9999 9999 提出年月日 年 月 日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 100,000,000 円
 所得金額又は欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42条の5第1項第2号	③ 00380	④ 5,000,000 円
⑤ 第67条の5第1項第2号	⑥ 00277	⑦ 630,000

(参考) 区分番号「00287」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成30年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成30年旧措置法」等を入力してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
平成30年旧措置法
第42条の5第1項第2号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
(参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

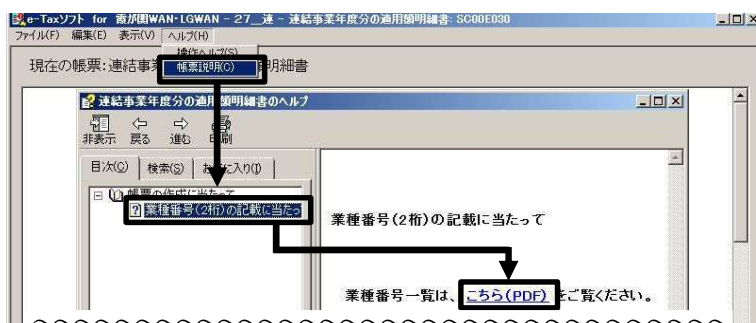
利用者識別番号 1234123412341234	別表一(一)青色申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	

東京都千代田区霞が関3-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎 殿
平成30年01月01日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について
平成30年12月31日
貴法人の法人税の確定申告書及び地方法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限

麴町 税務署長

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。